

## 公益財団法人滋賀県消防協会会費及び分担金等規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人滋賀県消防協会（以下「この法人」という。）の定款第 4 条の事業を実施するための会費及び分担金（以下「会費等」という。）に関し必要な事項を定め、事業の安定的な実施と収入の確保によってこの法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

(会費等)

第 2 条 会費等は、市町、市町消防担当部局又は消防を担う一部事務組合等が負担するものとし、その額は理事会の決議を経て定める。

(会費等の算定基準)

第 3 条 前条の会費等は、次の各号に基づき算定した額とする。

- (1) 会費 日本消防協会が実施する会員数等調査(前年度 10 月 1 日現在)の各市町の団員及び各消防本部の消防職員等の正会員数に一人当たり 1 年につき 1 1 0 円を乗じて得た額
- (2) 分担金 1 年につき 1 市町当たり 1 5, 0 0 0 円と当該年度に最も近く行われた国勢調査の世帯数(確定数値)に一世帯当たり 2 2 円を乗じて得た額との合計額

(会費等の納付期限)

第 4 条 前条の会費等は、当該年度分を 2 期に分割し、一期分を 6 月末日、2 期分を 1 0 月末日までに納付するものとする。

(会費等の使途)

第 5 条 会費等は、その 5 0 % 以上を公益目的事業会計に充てるものとする。

(補 則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規程は、公益財団法人設立登記の日（平成 2 5 年 4 月 1 日）から施行する。